

審 査 基 準

平成19年 8 月 20日 作成

法 令 名： 警備業法
根 拠 条 項： 第23条第 4 項
処 分 の 概 要： 合格証明書の交付
原権者（委任先）： 埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第23条第 5 項、第22条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 30日以内
申 請 先： 住所地又は営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先： 申請に係る警察署の生活安全課
備 考：